

平成24年3月2日

ホルムアルデヒド発散等級自主表示登録会社各位  
4 VOC 放散に関する自主表示登録会社各位  
住宅部品表示ガイドライン利用会社各位  
住宅部品 VOC 表示ガイドライン利用会社各位

(社) 日本建材・住宅設備産業協会  
専務理事 富田 育男

### 大倉工業株式会社のパーティクルボードの J I S 認証の取消しに関する対応について

日頃は当協会の各自主表示制度の運用にご協力賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、平成24年2月29日付で、経済産業省より発表がありました大倉工業株式会社のパーティクルボードの J I S 認証取消しを受けて、当協会が運営する各自主制度に関する対応を下記のように取ることとなりましたので、ご連絡致します。

#### 記

この度の大倉工業株式会社のパーティクルボードの J I S 認証取消しおよび日本繊維板工業会の自主表示制度の対象から外す決定（2月22日14時以降の出荷品は非 JIS 品、それ以前については大倉工業株式会社へ確認）により、当協会へのホルムアルデヒド発散等級自主表示登録に関しては、貴社が大倉工業株式会社の基材のみ登録している場合、他メーカーの J I S 認証パーティクルボードに変更していただく必要があります。一方、4 VOC 放散に関する自主表示登録に関しては、大倉工業株式会社の基材のみを日本繊維板工業会の表示登録証で申請している場合、樹脂主剤の証明書を添付する対応で変更していただく必要があります。変更申請に関しては当協会のホームページ（<http://www.kensankyo.org/>）よりダウンロードできます。

また、該当登録番号の化粧板等を使用している製品で、住宅部品表示ガイドラインおよび住宅部品 VOC 表示ガイドラインを利用している場合は上記変更申請の有無により利用できないこととなりますのでご注意願います。

本件に関するお問い合わせは（社）日本建材・住宅設備産業協会（担当：根上）までお願いいたします。

（連絡先）

TEL：03-5640-0901

FAX：03-5640-0905

添付資料：経済産業省発表資料（H24.2.29 発表）

日本繊維板工業会（H24.3.1 発表）（H24.3.2 追加発表）

以上

四国経済産業局同時発表

平成24年2月29日

## 大倉工業株式会社のJIS認証の取消しについて

パーティクルボードの日本工業規格（JIS）認証製造業者である大倉工業株式会社（東証一部）に対して審査を行った結果、検査を適切に実施せずに製品を出荷するなど、品質管理体制が適正でないことが判明したため、平成24年2月29日付けでJIS認証の取消しを行った旨、工業標準化法第31条第3項に基づき、登録認証機関である一般財団法人日本品質保証機構（JQA）から報告がありました。

### 1. 報告の内容

平成24年2月7日及び8日、JQAがJIS認証製造業者である大倉工業株式会社（東証一部）に対し臨時審査を実施したところ、検査を適切に実施せずに製品（パーティクルボード）を出荷するなど、品質管理体制が適正でないことが判明したため、平成24年2月29日付けで同製造業者の認証を取り消しました。

### 2. 認証取消しとなる製造業者

#### （1）認証製造業者名及び所在地

- ・大倉工業株式会社（詫間工場）  
香川県三豊市詫間町詫間2102番地4

#### （2）認証年月日、認証番号

- ・認証年月日：平成20年7月16日
- ・認証番号：JQ0708001

#### （3）取消しの対象となるJIS番号

- ・JIS A 5908（パーティクルボード）

（参考1）「パーティクルボード」とは、木材その他の植物繊維質の小片（パーティクル）に合成樹脂接着剤を塗布し、一定の面積と厚さに熱圧成形してできた板状製品。

(参考2) 大倉工業株式会社概要 (同社ホームページ等より)

本 社：香川県丸亀市中津町1515番地  
設 立：昭和22年7月11日 (東証一部)  
資 本 金：86.1億円 (平成22年12月31日現在)  
連結売上高：800.3億円 (平成22年度実績)  
連結経常利益：16.6億円 (平成22年度実績)  
単体売上高：600.2億円 (平成22年度実績)  
単体経常利益：4.3億円 (平成22年度実績)  
社 員 数：1,928名 (連結)  
1,096名 (単体) (平成22年12月31日現在)

(本発表資料に関するお問い合わせ先)

経済産業省産業技術環境局 認証課長 頓宮 (はやみ)

担当者：杉浦、福井

電 話：03-3501-1511 (内線 3441~4)

03-3501-9473 (直通)

四国経済産業局地域経済部 産業技術課長 塩津

担当者：河瀬、西畑

電 話：087-811-8518 (直通)

平成 24 年 3 月 1 日

ホルムアルデヒド放散等級自主表示制度登録会社各位  
4VOC放散に関する自主表示制度登録会社各位

日本繊維板工業会  
常務理事 瀧川 充朗

### 大倉工業株式会社のパーティクルボードのJIS認証の取消しと対応について

日頃は当工業会のホルムアルデヒド／4VOC自主表示制度の運用にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年2月29日付で、経済産業省より発表のありました大倉工業株式会社のパーティクルボードのJIS認証取消しを受けて当工業会が運営するホルムアルデヒド放散等級および4VOC放散に関する自主表示制度は以下の対応を取ることでありますので、ご連絡いたします。

#### 記

この度の大倉工業株式会社のパーティクルボードのJIS認証取消しを重く受け止め、平成24年2月29日付で、大倉工業株式会社が製造・販売するパーティクルボードを使用した化粧板等をホルムアルデヒド放散等級および4VOC放散に関する自主表示制度の対象から外すことを決定しました。

したがって、現在、大倉工業株式会社が製造・販売したパーティクルボードを使用して、化粧板等を製造している場合、両自主表示制度の運用にあたっては、貴社が登録している他メーカーのパーティクルボード基材をご使用いただく必要があります。なお、貴社が大倉工業株式会社の基材のみ登録している場合には、速やかに他メーカーのパーティクルボードの登録申請を行ってください。申請書は当工業会ホームページ (<http://www.jfpma.jp/>) よりダウンロードできます。

本件に関するお問い合わせは日本繊維板工業会（担当：大場）までお願いいたします。  
（連絡先）

TEL：03-3271-6883

FAX：03-3271-6884

添付資料：経済産業省発表資料（H24.2.29発表）  
大倉工業株式会社社告（H24.2.29発表）

送付枚数：全4枚

以上

平成 24 年 3 月 2 日

ホルムアルデヒド放散等級自主表示制度登録会社各位  
4VOC放散に関する自主表示制度登録会社各位

日本繊維板工業会  
常務理事 瀧川 充朗

**大倉工業株式会社のパーティクルボードのJIS認証の取消しと対応について  
(追加1)**

日頃は当工業会のホルムアルデヒド/4VOC自主表示制度の運用にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件に関し、昨日ご案内を差し上げましたが、その後、関係機関等からの新たな情報提供も有りましたので、追加内容を下記の通りご連絡申し上げます。

記

1. 大倉工業株式会社のパーティクルボードのJIS品としての扱い

① 2月29日以降の出荷品

昨日、ご案内しました通り 「JIS品では有りません」

② 2月22日14時以降の出荷品

2月23日付け大倉工業株式会社から発信文書「お取引様各位・弊社製品における認定表示の自粛について」(添付資料)に記載されている内容から、この時期に該当する出荷品も 「JIS品では有りません」

③ 2月22日14時以前の出荷品

「JIS表示」された製品が出荷されていますので、JISで定められた品質に合致しているかどうかは、大倉工業株式会社に確認願います。

本件に関するお問い合わせは日本繊維板工業会(担当:大場)までお願いいたします。

(連絡先)

TEL: 03-3271-6883

FAX: 03-3271-6884

添付資料: 大倉工業株式会社 発信文書「JIS認定表示の自粛について」(H24.2.23付)

送付枚数: 全2枚

以上